

令和3年第4回都城市議会定例会付議事件名表（議員提出議案）

番号	件名	頁
6号	コロナ禍による米生産危機の改善を求める意見書	1
7号	都城市空家等の適正管理に関する条例の制定について	3

議員提出議案第6号

コロナ禍による米生産危機の改善を求める意見書

提出先

衆議院議長	参議院議長
内閣総理大臣	財務大臣
厚生労働大臣	農林水産大臣
文部科学大臣	

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の意見書提出につき、別紙のとおり都城市議会会議規則（都議会規則第1号）第14条第1項の規定により提出します。

令和3年9月22日提出

提出者	都城市議会議員	<u>畑中 ゆう子</u>
賛成者	〃	<u>福島 勝郎</u>
賛成者	〃	<u>迫間 輝昭</u>

都城市議会議長 江内谷 満義 様

## コロナ禍による米生産危機の改善を求める意見書

コロナ禍による相次ぐ緊急事態宣言等の発令で、需要減少に歯止めがかからず、令和2年度産米の過大な在庫を生み、令和2年度産米の販売不振と米価下落は底なしの状態になっています。

今年の10月末には、古米在庫が220万トンにも及ぶと試算され、36万トンの減産が実行されたとしても、効果自体が消散しかねない水準です。このままでは令和3年度産米の大暴落はもとより、来年の6月末在庫が250万トン規模となり、2年連続の米価下落にとどまらず令和4年度産米価格の暴落が予想され、3年連続の米価暴落となれば、大規模経営でも米づくりから撤退することにつながりかねません。

コロナ禍の需要減少による「過剰在庫」分は、国が責任をもって市場隔離するべきであって、その責任を生産者・流通業者に押し付けることは許されません。政府による特別な隔離対策が必要です。

同時に、国内需要には必要がない米国産など外国産の輸入米は、毎年77万トンも輸入されています。国内消費量は30年間で4分の3に減少したにもかかわらず、一切見直されていません。せめてバター・脱脂粉乳並みに不要な外国産米の輸入数量を調整するなど、国内産米優先の米政策に転換することが必要です。

コロナ禍の中、全国各地で取り組まれている食糧支援には、収入減で「1日1食」に切り詰めるなど、「食べたくても食べられない」方が多数訪れ、米をはじめとする食糧配布が歓迎されています。行き場を失った農産物を政府の責任で買い取り、困窮する国民に提供することが、今こそ求められています。

コロナ禍という、かつて経験したことのない危機的事態のなかで、農業者の経営と地域経済を守るためには、従来の政策的枠組みにとらわれない対策が求められます。

以上の趣旨から、国に対して下記のとおり求めます。

### 記

- 1 コロナ禍で生まれた「過剰在庫」を政府が買い取るなどして市場から隔離し、需給環境を改善するとともに米価暴落に歯止めをかけること。
- 2 政府が買い上げた米を、コロナ禍などによる生活困窮者・学生などへの食料支援で活用すること。
- 3 国内消費に必要なない、米国産など外国産米の輸入を、国産米の需給状況に応じて数量調整を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年9月22日

宮崎県都城市議会

議員提出議案第7号

都城市空家等の適正管理に関する条例の制定について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条第1項及び都城市議会会議規則（平成18年都議会規則第1号）第14条第1項の規定により提出します。

令和3年9月22日提出

提出者	都城市議会議員	<u>荒神 稔</u>		
賛成者	〃	<u>榎木 智幸</u>	賛成者	都城市議会議員 <u>岩元 弘樹</u>
賛成者	〃	<u>長友 潤治</u>	賛成者	〃 <u>永田 浩一</u>
賛成者	〃	<u>中田 悟</u>	賛成者	〃 <u>小玉 忠宏</u>
賛成者	〃	<u>山内 いっとく</u>	賛成者	〃 <u>広瀬 功三</u>
賛成者	〃	<u>上坂 月夫</u>	賛成者	〃 <u>川内 賢幸</u>
賛成者	〃	<u>森 りえ</u>	賛成者	〃 <u>徳留 八郎</u>
賛成者	〃	<u>音堅 良一</u>	賛成者	〃 <u>杉村 義秀</u>
賛成者	〃	<u>福島 勝郎</u>		

都城市議会議長 江内谷 満義 様

（提案理由）

全国的に増え続けている適正に管理されていない空家等について、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため、平成27年2月26日に「空家等対策の推進に関する特別措置法」（以下、「特措法」という）が施行された。

この特措法に規定されていない情報提供や緊急安全措置等を定め、特措法との一体的な運用により、市民の安心安全な生活環境の保全を図り、地域の活性化に寄与することを目的として、条例を制定するもの。

## 都城市空家等の適正管理に関する条例

### (目的)

第1条 この条例は、適切に管理されていない空家等が防災、防犯、衛生、景観等の市民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、都城市における空家等の適切な管理を促進するため、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることにより、法と一体的な運用を図り、安心安全な生活環境の保全を図り、地域の活性化に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法で使用する用語の例による。

### (空家等の所有者等の責務)

第3条 空家等の所有者等は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。

### (市の責務)

第4条 市は、法第6条第1項に規定する空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

### (情報提供)

第5条 市民等（市内に居住する者、市内に滞在する者、市内において就業し、又は就学する者並びに市内で事業活動を行う個人、企業及び団体をいう。）は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼす空家等があると認めるときは、市に対し、その旨を報告するよう努めるものとする。

### (緊急安全措置)

第6条 市長は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼす空家等が、人の生命、身体又は財産に危害が及ぶことを避けるために緊急の必要があると認めるときは、所有者等の特定若しくは所有者等との折衝に時間を要する場合又は所有者等と連絡がとれない場合に限り、その危険な状態を回避するため、必要な最小限の措置を講ずることができる。

2 市長は、前項の措置を講じたときは、当該空家等の所在地及び当該措置の内容を当該の空家等の所有者等に通知（所有者等又はその連絡先を確知することができない場合にあっては、公告）をしなければならない。

3 第1項の措置を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 市長は、第1項の措置を講じたときは、当該措置に要した費用を所有者等から徴収することができる。

### (委任)

第7条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

### 附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議員提出議案第7号関係資料

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：議会事務局】

条例名	都城市空家等の適正管理に関する条例		
制定改廃区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規制定 <input type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止		
施行予定日	令和4年4月1日	制定年月	新規制定
制定改廃の目的・背景	「空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）」（以下、「特措法」という）に規定されていない情報提供や緊急安全措置等を定め、特措法との一体的な運用により、市民の安心安全な生活環境の保全を図り、地域の活性化に寄与することを目的として、条例を制定するもの。		
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	次に掲げる事項について条例で規定。 1 空家等の所有者等及び市の責務 2 情報提供 3 緊急安全措置の実施に関する事項		
関係する法令及びその条項	空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）		
制定改廃を要する関係条例等	なし		
備考	なし		